



## ERM Japan Newsletter

2024年11月11日発行

Sustainability is our business

© Copyright 2024 by the ERM International Group Limited and/or its affiliates ("ERM"). All rights reserved. No part of this work may be reproduced or transmitted in any form or by any means, without prior written permission of ERM.

### GX-ETS の本格稼働に伴う JCM クレジット需要の高まり

#### 2026 年度より GX-ETS が本格稼働

日本では、2023 年度より排出量取引制度（GX-ETS）が開始した。第 1 フェーズである現在は、「自主的な制度」であることが重んじられ、企業が参加するかどうかや目標設定の水準は各社の自主的な判断に委ねられている。一方、2026 年度以降の第 2 フェーズでは、排出量取引制度が「本格稼働」とされており、大企業の参加義務化や個社の削減目標の認証制度の創設について、2025 年 1 月からの国会での法案提出に向けて準備が進められている。排出削減に向けた圧力がより高まり、野心的な目標設定やその達成が期待されると想定されるが、設備更新や技術革新のタイムラインの関係上、短期的に排出削減が困難な企業も存在するだろう。そのような企業にとっては、適格カーボンのクレジットの活用が有効になる可能性がある。

#### GX-ETS 適格カーボンのクレジットは供給不足が見込まれる

GX-ETS の第 1 フェーズにおいて、目標未達成の企業は、自社で削減できない排出分について、① J-クレジット<sup>注1</sup>、② JCM クレジット<sup>注2</sup>、③ その他の適格カーボンのクレジット<sup>注3</sup>の活用が可能である。第 2 フェーズで使用可能なクレジットの詳細は明らかにされていないが、日本の NDC 達成に寄与する J-クレジットや JCM クレジットは活用できる可能性が高いと考えられる。ここで足元の両クレジットの供給量を確認したい。2024 年 10 月末時点の J-クレジットの累積認証量は約 1,075 万トン、JCM クレジットの累積発行量は約 70 万トンである。国内排出量が 2030 年 NDC に向かって線形に削減されると仮定すると、2026 年度の排出量は 9.2 億トン程度と見込まれる。このうち約 50%が排出量取引制度の対象となり、第 2 フェーズで排出量の 5%を上限にカーボンのクレジットを利用可能<sup>注4</sup>と仮定した場合、最大年間 2,300 万トン程度のクレジット需要が生まれる可能性がある。超過削減枠やその他の適格カーボンのクレジットの活用があったとしても、足元の供給量と大幅な乖離があることがわかるだろう。この乖離はどのように解消できるだろうか。日本国内プロジェクトに由来する J-クレジットは、年間約 100 万トン認証されており、2030 年度までに累積 1,500 万トンを目指す政府目標に堅実に近づいているが、飛躍的拡大は難しいと考えられる。

#### JCM クレジット拡大への期待が高まる

そこで、パートナー国において大規模な排出削減を実現しうる JCM に注目が集まっている。日本政府は 2030 年度までに JCM クレジットを累積 1 億トン程度確保する目標を示し、パートナー国を 29 か国に拡大させ、農業系や森林系の方法論の整備にも取り組み始めている。新しい方法論に基づくプロジェクト開発は足元で進められており、JCM クレジットの発行量は数年以内に伸びを見せる見込みである。

これまでの JCM は、日本政府の補助金によりパートナー国に日本製の再エネ・省エネ設備等を導入する形が主流であり、企業の役割は補助金を前提とした技術提供が中心であった。しかし近年、「民間 JCM」という、政府補助金なしに日本企業が JCM プロジェクトを主導する形への移行が進んでいる。企業（JCM 実施事業者）は、資金負担を求められる代わりに、貢献に応じて JCM クレジットを取得できる。取得したクレジットは、GX-ETS や温対法<sup>注5</sup>の報告に利用できるほか、国内企業への売却も可能である。民間 JCM の枠組みは、一定のコンプライアンス需要（規制制度への対応のためのクレジット需要）があるクレジット制度



として海外企業からも注目されており、弊社にも、特に東南アジア諸国における JCM クレジット創出に関心を寄せる海外企業からのお問合せが多く寄せられている。

## JCM クレジットの調達・開発の考え方

GX-ETS の義務履行に向けて、長期かつ大量のクレジット調達を目指す場合、プロジェクト開発者とオフテイク契約を締結したり、開発フェーズにおける初期コストを一部負担したりすることで、自社の調達基準を満たすクレジットを早期に確保することが有効と考えられる。上述の通り、GX-ETS が野心的な制度となった場合には、クレジット需要が供給量を上回り、スポット調達価格が高騰する可能性も考えられる。調達ポートフォリオの検討においては、一般的なカントリーリスクに加え、レピュテーションリスクの回避や、方法論固有のリスクの検証も重要である。さらに、JCM が準拠しているパリ協定 6 条 2 項の適格対象活動に関する最新の議論動向<sup>注 5</sup> も考慮したうえで、調達戦略を検討すべきである。また、JCM は一般的なボランタリークレジットと異なり政府間交渉が必須であり、特に、制度登録前のプロジェクトに投資する際には、クレジット発行の蓋然性を確認することが重要である。パートナー国のニーズに合ったプロジェクトほど、政府間交渉が円滑に進みやすいと考えられるため、事前に、パートナー国がパリ協定 6 条 2 項の枠組みでクレジット化を検討している領域や、投資予定のプロジェクトがパートナー国の NDC 達成に寄与するかどうかについて調査することが有用と考えられる。

JCM クレジットの開発を希望する企業は、JCM クレジットへの需要はボランタリークレジットとは異なり、コンプライアンス需要が中心である点に留意すべきである。高品質でコベネフィットが多いプロジェクトも魅力的だが、低価格で大量のクレジットを創出できるプロジェクトへの人気が高まると考えられる。日本政府の方針としても、日本の優れた脱炭素技術を導入できるような大型案件への期待が高い。特に、再エネ、グリーン物流、廃棄物インフラといった分野に注目している。再エネプロジェクト開発は、ボランタリークレジット制度においては経済的追加性の観点から対象活動より除外される傾向にある<sup>注 6</sup> が、JCM 制度は、ベースライン排出量を、BaU (現状を維持した場合の排出量) よりも低い値に設定することにより、追加性の複雑な証明を回避するような制度設計になっており、要件を満たす再エネ案件は開発可能とされる。再エネを含め、上記のような優れた技術をお持ちの企業はぜひ JCM 化をご一考いただければと思う。

カーボンクレジットの調達・開発に携わるうえでは、上記のようなクレジット制度ごとの違いを理解し、ビジネス構築を進めることが肝要と考えられる。ERM では、排出削減計画を含む社内の緩和戦略の策定から、クレジット調達ポートフォリオの検討、プロジェクトの案件開発までご支援可能なリソースを有している。また、世界 40 以上の国・地域にオフィスを有しており、必要に応じて、JCM パートナー国オフィスと連携したグローバルな支援も可能である。パートナー国におけるクレジットの創出に関心のある方、カーボンクレジットの調達やポートフォリオ設計にお悩みの際には、ERM にご相談いただければと思う。

(姫野 美希)

注 1：J-クレジット制度は、日本国内における省エネ設備導入、再エネ活用、適切な森林管理等による温室効果ガスの削減をクレジットとして認証する制度である。詳細は以下を参照。<https://japancredit.go.jp>

注 2：JCM (Joint Crediting Mechanism: 二国間クレジット制度) は、日本がパートナー国 (途上国等) に資金・技術等を供給することで、パートナー国における GHG 排出削減に貢献し、創出したカーボンクレジットを日本とパートナー国で分配する制度であり、パリ協定 6 条 2 項に沿って実施される。詳細は以下を参照。[https://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/global\\_warming/jcm/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/jcm/index.html)

注 3：国内外の CCU、沿岸ブルーカーボン、BECCS、DACCS プロジェクトに由来するクレジットのうち適格要件を満たすものについて、排出量の 5% を上限に使用可能とされる。詳細は以下を参照。<https://gx-league.go.jp/aboutgxleague/document/GX-ETS%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E9%81%A9%E6%A0%BC%E3%82%AB%E3%83%BC%E3%83%9C%E3%83%B3%E3%83%BB%E3%82%AF%E3%83%AC%E3%82%B8%E3%83%83%E3%83%88%E3%81%AE%E6%B4%BB%E7%94%A8%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3.pdf>

注 4：国外の排出量取引制度の例をみると、EU ETS ではカーボンクレジットの利用は認められていないが、米国の RGGI では上限 3.3%、CA 州制度では 4%、WA 州制度では 5% を上限に適格カーボンクレジットが利用可能。韓国 ETS、中国全国 ETS でも排出量の 5% を上限に利用可能。(いずれも 2024 年時点)

注 5：2024 年 6 月に実施された SBSTA (気候変動枠組条約に基づき設置された科学的・技術的助言を提供する補助機関) 会合において、現在のガイダンスの下では、パリ協定 6 条の適格活動に「排出回避 (Emission Avoidance)」は含まれないことが確認された。今後新たなガイダンスを策定し「排出回避」を適格活動に含めるかどうかは、2028 年の SBSTA 会合で再検討される見込み。<https://unfccc.int/event/sbsta-60?item=13%20a>

注 6：世界最大手のボランタリーカーボンクレジット認証機関の Verra は、2019 年に後発開発途上国 (LDC) 以外における再エネプロジェクトをプログラム範囲から除外。同様に、認証機関 Gold Standard でも、2020 年に再エネプロジェクトの対象制限を発表。



イー・アール・エム日本株式会社

E-mail: [ERM.JapanNewsletter@erm.com](mailto:ERM.JapanNewsletter@erm.com) | Website: <https://www.erm.com/ja/>

Newsletter 全般に関するお問合せ: [ERM.JapanNewsletter@erm.com](mailto:ERM.JapanNewsletter@erm.com)

本ニュースレターはイー・アール・エム日本株式会社（以下「当社」とします）が当社事業内容及び活動等を本ニュースレターの読者にご理解いただくための情報提供を目的としたものです。当社は本ニュースレターにおいて提供される各掲載記事内容の正確性に対する保証行為を一切しておりません。また、当社は読者が各記事を利用したこと起因する直接的又は間接的な損害に関して、一切責任を負わないものとします。本ニュースレターを構成する各記事、画像等（これに限らない）の著作権は、当社に帰属するものとします。読者は、当社が特段の事情があると判断した場合を除き、本ニュースレターの各記事、画像等を他のウェブサイト、雑誌、広告等（これに限らない）に転載できないものとします。本ニュースレターからの外部サイトへのリンクについては、当社は一切責任を負わないものとし、また外部サイトへのリンクが起因する直接的又は間接的な損害に関して、一切責任を負わないものとします。なお、弊社からの案内をご希望されない場合は、お手数ではございますが、[ERM.JapanNewsletter@erm.com](mailto:ERM.JapanNewsletter@erm.com) までご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。



イー・アール・エム日本株式会社

E-mail: [ERM.JapanNewsletter@erm.com](mailto:ERM.JapanNewsletter@erm.com) | Website: <https://www.erm.com/ja/>